

社会環境の変化を踏まえた専修学校の今後の在り方について
(報告)

平成20年11月
専修学校の振興に関する検討会議

目 次

はじめに	1
1. 専修学校の現状等	2
1-1. 専修学校の現状	2
1-2. 専修学校に対する企業からの評価	4
1-3. 社会人に対する学習機会の提供	5
2. 社会環境等の変化に対応した若者の社会的自立を促す教育の在り方	7
2-1. 社会から求められる今後の職業教育の在り方	8
2-2. 職業人としての社会的自立を促す今後の教育の在り方	9
2-3. 専修学校と新しい「職業教育」	10
3. 専修学校の今後の在り方について	12
3-1. 現行制度における専修学校の改善・充実について	12
3-2. 学校教育体系における専修学校の新たな位置付けについて	12
3-3. 専修学校の新たな位置付けに関する論点	14
(1) 高等教育関係	14
(2) 後期中等教育関係	16
(3) 論点のまとめ	16
4. 今後の検討の方向性等	18
参考資料	23
報告の概要	83
審議経過	87
設置要項・委員名簿	91

はじめに

- 専修学校は、昭和51年の制度創設以来、我が国の中核的な職業教育機関の一つとして着実に発展を遂げ、現在約66万人の生徒を擁し、特に専門課程（専門学校）には、約58万人が在籍し、高等教育機関の一翼を担うものとして定着している。
- また、平成18年に改正された教育基本法においては、教育の目標として、「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」（同法第2条第2号）が新たに規定され、職業教育の重要性が明らかにされた。このことにより、職業及び実際生活に必要とされる能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする教育機関である専修学校の果たすべき役割は、今後益々大きくなるものと考えられる。
- このような状況の下、社会の変化に即応したキャリア教育や実践的・専門的な職業教育の充実等、専修学校に対する社会的要請に対応して、専修学校の教育制度の改善や今後の振興方策等について研究・検討を行うために、本検討会議は設置され、昨年11月の初会合以来これまで、12回の会合を重ねてきた。
- 本会議では、専修学校の現状について概観した上で、主に、現行の専修学校制度の更なる充実方策と学校教育体系における専修学校の新たな位置付けについて検討を行った。その議論は、専修学校に止まらず日本の教育システム全体の在り方にまで及ぶ広範なものとなったが、特に専修学校の今後の在り方の観点から、これまでの議論を整理し、とりまとめる。

1. 専修学校の現状等

1-1. 専修学校の現状

- 専修学校は、学校教育法の改正により昭和51年に制度が創設されて以来、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」を目的として、職業人の養成など我が国の教育において重要な役割を担ってきている。

専修学校制度は、実践的な知識及び技術を修得するための実用的かつ専門的な教育を幅広い分野にわたって行い得るよう、修業年限、設置者、教員資格、施設・設備等の基準が、比較的緩やかで弾力的な設計となっている。

また、専修学校は、その入学資格に応じて、高等学校を卒業した程度の学力を有する者等を対象とする専門課程（専門学校）^{*1}、中学校を卒業した程度の学力を有する者等を対象とする高等課程（高等専修学校）^{*2}、及び特に入学資格を問わない一般課程の3つの異なる課程を置くことができるという特徴を有している。

なお、専修学校は、学校教育法第124条に規定される教育機関として、学校教育法第1条に規定される学校とは、法令上の取扱いが異なっている。

- 平成20年5月現在、専修学校は3,402校、生徒数は657,406人となっている。そのうち専門課程は、2,967校（全体の約87%）、生徒数は582,769人（全体の約89%）を占めている^{*3}。

- 専門課程の特徴をその8つの教育分野^{*4} それぞれの生徒数の割合から分析すると、全生徒数に対する割合は、医療分野が約34%と最も多く、次いで、文化・教養分野が約19%となっている。

制度発足時からの推移で見れば、約50%を占めていた服飾・家政分野は、平成20年度には、約3.6%にまで大きく減少している。工業分野及び商業実務分野は、制度発足以来堅調に生徒数の割合が増加し、それぞれ平成3年、平成5年にピークを迎えたが、景気動向等と連動して近年は減少している。こ

*1 学校教育法において「専門課程を置く専修学校は、専門学校と称することができる。」としている。

*2 学校教育法において「高等課程を置く専修学校は、高等専修学校と称することができる。」としている。

*3 平成20年度学校基本調査速報値

*4 工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養の各分野を指す。

これらと対照的に平成3年以降、生徒数の割合が増加しているのは、医療分野や衛生分野である。

- 医療分野や衛生分野における看護師、介護福祉士、柔道整復師等の指定養成施設の総定員に占める専修学校定員の割合は、例えば、看護師で約63%^{*1}、介護福祉士で約70%^{*2}、柔道整復師で約92%^{*3}となっており、当該分野の担い手養成に大いに貢献していると言える。

また、文化・教養分野においては、グラフィックデザイナーや写真家・漫画家・画家・書道家・通訳等、日本文化を支える幅広い人材を養成している。

このように、専門課程は、その柔軟な制度的特徴を十分に生かして、産業社会の変化等を踏まえた人材の需要を適切に反映した教育を行い、職業資格の取得を第一義的な目的とするものや、文化・教養分野のように必ずしも資格取得を目的としないもの等へ多様な発展を遂げてきた。

- 高等課程については、503校に38,730人の生徒が在籍し、一定の基準^{*4}を満たした課程を卒業した者には大学入学資格が付与される等、大学や専門課程等への進学を前提として実質的に高等学校と同等の教育を行うものがある一方で、高等学校中退者や不登校の児童・生徒に対してきめ細やかな職業教育を行うことにより、彼らの自立を支援する役割を果たしているものもあり、特色ある教育を展開している。

- さらに、一般課程については、198校に35,907人の生徒が在籍しており、語学、文化芸術等の幅広い学習内容について多様な教育の機会を提供する等、生涯学習社会における教育機関としての役割を担っている。

- 平成19年5月現在、私立専修学校における自己点検・自己評価の実施状況は約990校であり、私立専修学校全体の約31%である^{*5}。なお、平成19年の学校教育法の改正により、教育機関としての信頼性の一層の向上を図るために、平成20年度から専修学校にも自己点検・自己評価の実施が義務づけられた。

*1 文部科学省専修学校教育振興室調べ（平成19年4月時点）

*2 文部科学省専修学校教育振興室調べ（平成19年4月時点）

*3 文部科学省専修学校教育振興室調べ（平成20年4月時点）

*4 高等専修学校のうち、修業年限3年以上、総授業時数2,590時間以上の要件を満たし、文部科学大臣の指定を受けた課程をいう。

*5 文部科学省専修学校教育振興室調べ（平成19年度）

1-2. 専修学校に対する企業からの評価

- 職業に直結した教育を行っている専修学校においては、特に産業界からの評価は重要な意味を有することから、ここでは、企業へのアンケート調査等を基に、専修学校、とりわけ専門課程（専門学校）に対する企業からの評価や要望を概観する。
- 専門学校を卒業した者のうち就職した者の割合は、約80%であり、そのうち履修内容と関係した分野に就職した者の割合は、約74%となっている¹⁾。これは、専門学校が産業界との接続や地域社会からの要請を踏まえ、体系的かつ実践的な教育訓練を行っていることを反映しているものと考えられる。
- また、専門学校卒業生の企業における活用状況や専門学校卒業生に対する評価等に関する調査²⁾がある。
本調査によれば、新卒者の人材の水準に対する評価としては、10年前と比べて、「質が高くなった・やや高くなった・変わらない」と答えた割合が約55.8%となっており、専門学校は過去と同等以上の教育水準を保持していると評価されていることが窺える。
また、同調査によれば専門学校卒業生の採用理由として「専門の職業教育を受けている」(57.8%)、「仕事に必要な資格を持っている」(42.6%)ことを挙げる企業が多い。これは、前述のように専門学校が高い就職率を維持していることと併せて考えれば、専門学校における教育は、社会環境の変化を踏まえた実践的な教育を行い、職業に必要とされる技術・技能といった専門性を身に付けていることについて産業界から一定の評価を得ていることを示すものと言える。
- 一方で、同調査では、専門学校卒業生を活用する上での課題として、「専門家意識が強く、他の分野の仕事に就きたがらない」(20.5%)、「期待されるほど即戦力として役に立たない」(20.1%)、「基礎的な能力に弱く、幅広く活用することが難しい」(19.6%)を挙げている。

調査結果を踏まえると、専門的な能力を向上させるための教育を充実するとともに、コミュニケーション能力など各職業分野に共通して必要とされる基礎

*1 平成19年度学校基本調査

なお、「就職した者」とは、「当該年度に卒業して就職した者」を指し、「関係分野に就職した者」とは、「在学した学科の専門分野と同等又は関連のある分野の職業に就いた場合」を指す（学校基本調査の定義より）。

*2 「専門学校教育の評価に関する現状調査報告書」（平成19年度文部科学省委託調査）

的な能力を向上するための教育についても、より一層改善・充実する余地があると言える。

1-3. 社会人に対する学習機会の提供

- 専修学校における社会人に対する学習機会の提供については、例えば、私立専修学校における社会人受入れ総数（一般課程・高等課程・専門課程における受入れ数及び附帯事業としての受入れ数）は約7万8千人となっており、そのうち私立専門学校における社会人受入れ数は、約4万4千人となっている^{*1}。
- 社会人を対象とした職業教育・訓練は、大学・専修学校等の教育機関以外に、民間教育事業者・公益法人・NPO法人・他省庁所管の大学校等の様々な主体によっても提供されており、市場規模は、事業収入ベースで1兆3千億円とも言われる。ただし、組織形態別の市場に占める割合については、専修学校は事業収入ベースで約5%程度に止まっている^{*2}。
- 中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成20年2月）においても、各個人の職業能力や就業能力を向上させる必要があることから、専修学校と職業訓練校との制度的な役割分担を踏まえつつ、職業能力開発行政と連携して教育訓練を提供することが適切であるとしている。
- また、平成19年12月の学校教育法等の改正により、社会人等に対する多様な要請に応じた体系的な学習機会の提供を促進することを目的として、大学・専門学校等における履修証明制度が創設されたが、本制度の適切な活用の促進による専門学校における社会人の一層の受入れのための環境整備が重要な課題となっている。
- 今後は、社会環境の多様化と急速な変化に対応して職業に必要な知識・技能を発展させていくことが必要であり、専修学校にも社会人や退職後の高齢者の再教育の場としての機能が期待され、社会人に対する学習機会の提供の必要性はより高まると考えられる。また、国民一人一人が生涯にわたって主体的に多様な選択を行いながら人生を設計していく生涯学習社会において、いつでも「学

*1 文部科学省専修学校教育振興室調べ（平成20年度）

なお、「社会人」とは、平成19年5月1日現在において、職に就いている者、すなわち給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、又は企業等を退職した者、又は主婦をいう。

*2 「日本の職業能力開発と教育訓練基盤の整備」（独）労働政策研究・研修機構

び直し」や新たな学びへ挑戦することが可能な環境整備を行うことが必要である。

のことから、専修学校がその柔軟な制度的特徴を生かし、多様な学習機会の提供主体としての役割を担うことが期待される。

2. 社会環境等の変化に対応した若者の社会的自立を促す教育の在り方

- 社会的な要請に応える実践的な職業教育を行う機関としての性格を有する専修学校の今後の在り方の検討に当たっては、1. に述べた専修学校の現状等を踏まえ、以下のような社会環境の変化を勘案することが必要である。

①人口減少・少子高齢化

人口の自然減は、労働力人口への影響も不可避であり、労働力人口は、2005年から2030年の間には年率マイナス0.9%、2030年から2055年の間には、年率マイナス1.5%と、より急速に減少する見通しである¹⁾。

②企業内職業訓練の規模の縮小

1990年代以降の経済活動、企業の経営財務状況の悪化等を背景に、現金給与を除く労働費用（使用者が労働者を雇用することによって生じる一切の費用）に占める教育訓練費の割合は、平成18年度においては1.8%となっている²⁾。前回平成14年の調査（1.5%）より改善してはいるものの平成3年の規模（2.2%）にまでは回復しておらず、企業内における教育・訓練の規模は依然として低調である。

③就業構造の変化

労働市場においては、パート・派遣・契約社員等の非正規雇用の割合が年々増加し、雇用者に占める非正規雇用の割合が約3割を超える等、就業形態の変化が進んでいる。特に、若年層における非正規雇用の割合は、過去20年間で、男性で約6倍、女性で約4倍となっており、急激な増加が見られる³⁾。

④厳しい若年者雇用状況

全年齢層の完全失業率は、3.9%であるが、15歳から24歳の完全失業率は7.7%と他の年齢層に比較して高い水準で推移している⁴⁾。

*1 国立社会保障・人口問題研究所調査

*2 厚生労働省「就労条件総合調査結果」（平成18年度）

なお、「労働費用」とは、使用者が労働者を雇用することによって生じる一切の費用（企業負担分）をいい、「現金給与額」のほか、「法定福利費」、「法定外福利費」、「退職給付等の費用」、「教育訓練費」、「募集費」等をいう。

*3 総務省統計局「労働力調査」

*4 総務省統計局「労働力調査」

また、若年無業者（いわゆるニート）^{*1}の数は、ピーク時（平成14年から平成17年の間）の64万人に比べて2万人減少したものの高止まりしている状況であり、フリーター^{*2}の数は、平成15年度の217万人をピークとして減少傾向にあり181万人（平成19年度）となっているものの、同年齢人口に対する比率は6%前後で高止まりしており、依然として厳しい状況にある。

また、中学校卒の約67%、高等学校卒の約48%、短期大学・専門学校卒の約44%、大学卒の約36%が就職後3年以内に離職しており、若年者の離職率も高止まりしている^{*3}。

2-1. 社会から求められる今後の職業教育の在り方

○ 企業においては、労働力人口の減少期にあって、労働者一人一人の能力を高めることにより労働生産性を向上させ国際競争力を高めていくことが必要であり、基礎・基本、汎用的能力に裏打ちされた専門性を有する人材が求められている。

企業が新規学校卒業者に求める能力と、大学や専修学校等における教育内容や学生等が実際に身に付ける能力とのミスマッチが従来から指摘されている。近年では産業界が求める能力として、単に即戦力だけではなく多様な局面に対応できる基礎的な能力が挙げられており、「就職基礎能力^{*4}」や「社会人基礎力^{*5}」等の指針も示されている。

○ また、近年は、一部の企業を除いては、かつてのように企業内において人材を育成・研修していくことのできる余裕がなくなりつつあると言われており、企業外における教育・訓練の比重が相対的に高まる傾向が見られる。

*1 15歳～34歳で非労働力人口のうち家事も通学もしていない者

*2 15歳～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者のうち、①雇用者のうち『パート・アルバイト』の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が『パート・アルバイト』の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が『パート・アルバイト』で、家事も通学も就業内定もしていない『その他』の者

*3 「新規学校卒業就職者の就職離職状況調査結果」及び厚生労働省職業安定局調べ
なお、当調査は、雇用保険被保険者の記録を基に算出しており、新規に被保険者資格を取得した年月日と生年月日により各学歴に区分されている。

*4 厚生労働省において、企業が若年者に求める就職基礎能力を5つの領域（①コミュニケーション能力、②職業人意識、③ビジネスマナー、④基礎学力、⑤資格取得）に分け、それぞれについて修得の目安を提示している。（平成18年）

*5 経済産業省において、企業が社会人に求める基礎的な能力を3つに分類しそれぞれの能力要素を提示している。（平成18年）

さらに、ニート、フリーターの数や非正規雇用の割合も依然として高く、こういった就業形態で働く期間が長期化すればするほど労働生産性の向上が危ぶまれ、個人の能力形成や自立も一層困難となることが予想される。

- このような厳しい状況を背景として、社会的・職業的に自立して生きるためには、社会の変化や技術の高度化に対応するために、個人の知識・技能を社会で必要とされるものへと発展させが必要である。単に職業に必要な固有の技能や技術を身に付けるだけではなく、身に付けた知識・技能を、社会の変化に対応したものとなるように進化させていく力を身に付けることが必要である。

また、自ら得意とする領域や分野における専門性を深化させ、その分野を切り口として関連する領域へとその能力を展開させていくことも考えられる。

個別の職業に必要とされる専門的な能力に加えて、職業を通じて必要とされる基礎的な能力の習得が必要であると言える。

2-2. 職業人としての社会的自立を促す今後の教育の在り方

- 社会環境が複雑化し、様々な変化が見られる現状において、若者が雇用や職業に関して生涯にわたっての人生設計を立て、社会的・職業的に自立していくことは難しくなってきている。

このような状況を反映して、職業意識の低下や自らのキャリアの目標を持たない若者が多く見られる現状において、個人が職業又は働き方に関する目的意識を明確に持ち、職業生活を安定して営むとともに、将来にわたる生活基盤を確保することが重要である。こういった観点からも就業意識の変化や多様化に対応した社会からの支援や教育システムの整備が必要とされている。

- また、現行の教育システムにおいては、職業教育は、将来の社会生活に必要とされる基礎的な能力を身に付けることから始まり、その基本の上に専門性を身に付ける段階に進むという考え方をとっている。このような方法をとることで、具体的な職業との繋がりは見えにくくなり、教育を受ける側の職業観や職業意欲を育てることが困難であるという面も指摘できる。

これに対して、特定の職業との結びつきを明らかにした職業教育を行い、その職業に必要とされる専門的能力を深めていく中で、基礎的な能力を身に付けていく方法も考えられる。より実践的な教育を行うことを通じて職業への意欲を持続させつつ、高度な専門性と基礎的な能力を有し社会の変化に対応していく能力を持った人材を育成していくことが可能となるのではないかと考えられる。

職業を明確に意識した教育システムを整備することにより、職業選択に係るモラトリアムの長期化を防ぎ、個人の職業人としての自立を促すことが重要な

課題となっている。

- そのためには、初等中等教育から高等教育にかけて、様々な段階において行われている「キャリア教育」や「職業教育」^{*}について、その全体像を把握し、その考え方と具体的な在り方について総合的に検討を行うことが必要である。

2-3. 専修学校と新しい「職業教育」

- 社会環境が多様化することに伴い、特定の知識や技能だけでは十分に対応できず、多面的な能力が必要とされる等、個人に求められる職業に関する能力が変化している中で、専修学校の在り方についても社会の変化との関わりの中で見つめ直すことが必要である。
- 具体的には、キャリア教育によって培われた職業観等の上に立ちながら、専門教育を通じて職業に必要な知識・技能の習得等を目指す教育=職業教育についての新しい在り方が必要となっている。
- すなわち、個人がキャリアに対する目標を明確に持ち、将来にわたって職業生活を安定して営むためには、高等学校段階から高等教育段階を通じて特定の専門的能力を身に付けるとともに、それを支える基礎的な能力を習得することができるよう個人に対するキャリア形成の支援を適切に行うことが課題となっている。
- もとより、専修学校は、社会からの多様な要請に応えることができるよう、柔軟な制度設計の下に多様な教育が行われているところであるが、専修学校の教育内容自体についても、社会からの要請に対応し職業人を育てていくため、より一層充実させていくことが必要である。
さらに、今後、2-1. 2-2. で述べたような教育の在り方・課題を踏まえ、専修学校のみではなく、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校等の教

*1 「キャリア教育の推進に関する総合的調査研究協力者会議」（平成16年1月文部科学省報告書）においては、学校における「キャリア教育」とは、「児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育」であると捉え、端的には、「児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育」と定義付けている。また、「職業教育」は、「キャリア教育の中核をなすものであり、職業に従事する上で必要とされる知識、技能、態度を習得させることを目的として実施される教育」としている。

育全体を俯瞰して、必要な見直しを図り、新しい「職業教育」のシステムを形成していくことが求められる。

3. 専修学校の今後の在り方について

3-1. 現行制度における専修学校の改善・充実について

- 専修学校の改善・充実を進めていくためには、専修学校の制度的位置付けとその特徴を踏まえた検討を行うことが必要である。
専修学校については、通学定期の指定基準等において、いわゆる1条校と異なる取扱いがされているとの指摘があり、その相違が適切かどうかについて議論がある。
これらの取扱いについては、それぞれの制度ごとに個別に精査した上で関係府省庁等と協議を行う等、その改善に努めていくことが必要である。
- また、専修学校がその柔軟な制度的特徴を生かし、企業の求める有為な人材を多数輩出してきたという高い社会的評価を確立していることを踏まえ、その更なる振興方策について、通信教育制度の導入等の議論がなされた（参照：別添資料1）。これについては、今後、後述する新たな学校種等の重要課題と併せて、総合的に議論を深めていくことが適當である。
- 加えて2.に述べた社会環境の変化に対応した専修学校の振興を図るため、社会的要請の高い課題に対する教育内容・方法の研究開発や高校生等に対する職業意識を醸成するための取組を進めるとともに、ニート・フリーター等の就職困難者に対する就業支援といった専修学校の職業教育機能を活用した取組を推進していくことが必要である。さらに、高度な人材の受入れとともに留学生が日本で就職し地域へ定着することができるよう留学生に対する就学支援を行う等、新たな課題に対する取組についても併せて推進することが重要である。
- この他、高まる社会人の学習需要に対応して学習機会を提供するため、例えば、昼夜開講や科目等履修制度の活用、産業界と連携した教育プログラムの開発の促進、専ら社会人を対象とする教育課程の提供等といったこれまでの取組をより一層促進することにより、専修学校が地域に根ざした学習需要に応える職業教育機関としての役割を果たすことも、重要な課題として引き続き検討を行うことが重要である。

3-2. 学校教育体系における専修学校の新たな位置付けについて

- 本検討会議においては、前述の2.で指摘した社会環境の変化や新たな学校教育システムの在り方の必要性に照らし、専修学校の特徴・特色を踏まえた専修学校の更なる振興方策の一つとして、職業教育を専らの目的とする新たな学校種を創設することについて、問題提起がなされた。

○ 我が国の教育システムは、小学校・中学校・高等学校・大学という系統を基本としており、複線的に高等専門学校といった制度が設けられてはいるが、実際には、義務教育修了者のうち高等学校への進学率は約97%を占め、高等専門学校への進学率は約0.9%となっている。また、高等教育機関への進学率^①は76.8%であり、このうち大学への進学率は49.1%、短期大学への進学率は6.3%、高等専門学校4年次への進学率は0.9%、専門学校への進学率は20.6%となっている^②。

このような教育システムの中で、高等教育においては、キャリア教育・職業教育は、大学^③、短期大学^④、高等専門学校^⑤及び専修学校^⑥それぞれにおいて展開されている。変化する社会環境と社会から求められる人材の高度化や、学生の職業教育に対する要望の高まりから、今後も、高等教育機関において、多様な形で職業人の養成を目指した教育が展開されることが考えられる。このため、それぞれの学校の特徴を生かした取組が期待されるとともに、キャリア教育・職業教育を一層推進していくために、高等教育段階全体を俯瞰した視点からの総合的な検討が必要となっている。

また、高等学校においては、高等教育機関と同様にその実態が多様化しており、社会の変化に適切に対応し、生徒の将来の人生設計に繋がる有用な教育機会を提供しているかについては、キャリア形成の支援という視点からすると不十分な面もあるのではないかとの指摘もある。

○ このことから、キャリア形成の支援のための方策を検討していくに際しては、
①既存の学校制度においてキャリア形成支援のための教育の更なる充実を図る
のか、それとも、②2.に見たような職業教育の改善・充実の必要性を受けて、
職業を明確に意識した教育に特に重点を置き、学校教育の再構築に向けた方策
をとるのか、という異なった考え方があり得るが、ここでは、後者の観点を含
め、広く検討を行った。

*1 大学・短期大学への入学者、高等専門学校4年次在学者、専修学校（専門課程）入学者を18歳人口で除した比率。

*2 平成20年度学校基本調査（速報値）

*3 学校教育法は大学の目的を、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」としている。

*4 学校教育法は短大の目的を、大学の目的に代えて、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」としている。

*5 学校教育法は高等専門学校の目的を、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」としている。

*6 学校教育法は専修学校の目的を、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」としている。

- すなわち、実践的かつ専門的な職業人の養成にこれまでも大きな役割を果してきた専修学校が、より積極的にその機能を担うことが必要とされており、一定の質の高い教育を行っている専修学校については、我が国の職業教育体系を再検討する中で、専修学校制度とは別個の新しい学校種を創設し、振興策を講じる必要があるか否かを巡って議論がなされた。
- なお、中央教育審議会答申「我が国の中等教育の将来像」（平成17年1月）においても「職業教育をキーワードとした教育体系の中で、専門学校の中核的な役割や位置付けを明確にする必要がある」と指摘されているところである。
- 具体的には、本検討会議において、職業教育を専らの目的とする新たな学校種（「新しい高等専修学校」（後期中等教育機関）及び「新しい専門学校」（高等教育機関））を創設し、学校教育法第1条に位置付けるべきとの提言（参照：別添資料2）について検討を行った。
また、この提言においては、本制度設計に当たっての前提方針として、以下の3点が挙げられている。
 - ① 現行の専修学校制度はそのまま残し、一定の基準を満たすもの（現行の専修学校に限定されない）が新たな学校種に位置付けられること
 - ② 現行の他の学校種と棲み分けることのできる独自の目的規定を検討すること
 - ③ 新しい学校種に係る設置基準については、教育の質の保証、国際的通用性等に留意しつつ、独自の基準・要件の具体化を検討すること

3-3. 専修学校の新たな位置付けに関する論点

社会環境の変化に対応した人材育成の必要性やキャリア教育・職業教育の重要性を踏まえ、新たな学校種に関する提言について検討するに当たっては、以下のような論点を踏まえて検討を進めることが必要である。

また、その際には、2. で述べたように学校教育全体の中での職業教育の意義・在り方についても総合的な検討が必要である。

（1）高等教育関係

- 高等教育段階では、大学のキャリア教育重視の傾向が、従来から、きめ細かな職業教育を施してきた専門学校の機能・役割に近接してくるものと考えられることから、職業教育における大学と専門学校の本質的な相違をどこに求めるのか、高等教育が職業教育に果たすべき役割を踏まえながら、改めて

議論する必要があると考える。

すなわち、大学においては、平成3年の大学設置基準の大綱化以降、ユニバーサル化と言われる高い大学進学率を背景として、初年次教育や資格取得支援等を教育課程内外に位置付ける例が増えつつあること、就職支援を念頭に職業資格を意識した新しい学科が作られていること、基礎教育においてスキルの訓練に関する教育の比重が大きくなっていること等、学生の要望を反映した教育が大学の重要な役割として定着しつつある実態が指摘されている。

他方、専門学校においても、4年制の課程の設置、修業年限の長期化や、一定の要件を満たす専門学校修了者への大学院入学資格の付与が行われるなど、教育の高度化が図られているといった実態がある。

- 短期大学は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成すること」を目的とする短期の高等教育機関として、保育・幼児教育、家政、経営・実務、看護等の分野を中心に、職業教育や実際生活に必要とされる能力を身に付ける教育を行い、職業人の養成を目指した教育を行ってきたところである。今後、キャリア形成の支援の観点を踏まえた教育の推進が期待されるところであり、その在り方との関係を含めて今後議論していくことが必要である。
- 高等専門学校は、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成すること」を目的として、工業分野を中心に高等学校段階を含めた5年一貫の職業教育が行われてきた。しかし、工業分野及び商船分野以外の学科は、情報系や経営系の4学科に止まっているところであり、分野の拡大や高等学校等を母体とする新たな高等専門学校の設置の可能性等についても議論されている。新しい「職業教育」の在り方を考える上では、高等専門学校を巡る議論の動向や高等専門学校と高等学校等との関係も視野に入れて議論を進めることが必要である。
- 職業人の養成を目指した教育を、高等教育段階において全体として推進していくために、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校といった高等教育機関それぞれの学校種の目的・機能を踏まえた考え方の整理を行うことが必要である。
その上で、職業教育機能に重点を置く新たな学校種の創設の検討に当たっては、当該学校種の目的について、他の学校種との関係で十分に検討を加えることが必要であり、更に、入学資格、修業年限、他の学校種との接続等についても、議論を深めることが求められる。

- その他、かつての専科大学構想^{*1}、諸外国の制度^{*2} や改革の動向等も十分勘案の上、議論を進める必要がある。
- なお、大学教育においては、社会や学生からの多様な要望に対応するためには、学部・学科等の組織に着目した整理から、学位を与える課程（プログラム）を中心とする考え方で再整理していくことが必要であるとの指摘があり、その仕組みの導入の是非についても、現在の中央教育審議会の審議事項となっていることにも留意する必要がある。

(2) 後期中等教育関係

- キャリア教育・職業教育を充実していく観点から学校の在り方を検討するに当たっては、高等学校等、後期中等教育との関係についても留意する必要がある。

また、その際には、後期中等教育においては、進学率が97%となっている高等学校の在り方、すなわち、高等学校においては普通科(72%が在籍)、総合学科(同4.5%)、専門学科(同23%)において一定の基準(学習指導要領)の下に多様な教育が展開されているが、このことについて、2.で見たような職業教育の充実の観点から、極めて多様化した生徒に対する教育の在り方としてどう考えるのかということも課題となる。

さらには、義務教育修了段階から一貫した職業教育を行っている高等専門学校の位置付けについても視野に入れる必要がある。

また、専修学校高等課程(高等専修学校)の在り方についても、このような後期中等教育段階における学校教育の在り方や高等教育との接続との関係から検討を加えていくことが求められる。

(3) 論点のまとめ

以上に述べてきたように、キャリア教育・職業教育の重要性や、その更な

*1 昭和33年の学校教育法の改正により、入学資格を高校卒業程度、修業年限を2年又は3年(必要がある場合には、3年の前期課程を有する5年制又は6年制とすることができる)とする、4年制大学とは別個の高等教育機関の創設を目指したもの。審議未了・廃案となった。その後、大学審議会において、短期大学又は高等専門学校の在り方に関する議論の中で、修業年限や名称、制度上の位置付け等について様々な意見が出されている。

*2 例えば、ドイツは複線的な職業教育体系を有していること、アメリカのコミュニティカレッジはパートタイム学生の割合が多いこと等を参考とすることも考えられる。

る充実の必要性は十分に認められるところであり、本検討会においては、キャリア教育・職業教育の重要性を踏まえ、新たな学校種の創設が必要であるとの提案について検討を進めてきたところである。

その中で、①既存の学校制度においてキャリア形成支援のための教育の更なる充実を図るのか、それとも、②職業を明確に意識した教育に特に重点を置き、学校教育の再構築に向けた方策をとるのか、という二つの考え方があるが、後者の考え方をとる場合、以下の論点を踏まえて、今後、更に議論を深めることが必要である。

- 現行の各学校種、すなわち大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等の目的や機能との関係をどのように明確に整理していくのか
また、そのことによって、職業教育を一層推進していくという観点から、現行制度に比べて学校教育体系全体としてどのような改善が期待できるのか、再構築を図るとした場合に課題はないのか
- 上記についての整理を踏まえて、新たな学校種についての①校地・校舎・施設設備、②教員資格・教員数、③教育方法、等に関する設置基準をどのように設定するのか
- 職業教育の一層の推進を図るという観点から、制度的な柔軟性を特徴とする現行の専修学校の役割、機能について、どのように評価し、これを位置付けるのか

4. 今後の検討の方向性等

- 以上これまでの検討を踏まえれば、新たな学校種に関しては、今後の我が国における、あらゆる世代における多様なライフデザインや社会からの要請にきめ細かく対応できるキャリア形成の支援に資するキャリア教育・職業教育の在り方の全体像を議論する中で、重要な課題の一つとして、より総合的・多面的で専門的な検討を行い得る場である中央教育審議会において、議論を深めていくことが適當と考える。
- すなわち、専修学校の新たな在り方について、学校教育制度全体の中で整合的に位置付けていくためには、これまで述べたキャリア教育・職業教育の在り方や意義を整理し、専修学校のみならず、後期中等教育・高等教育における教育の在り方についても視野に入れつつ検討を進めていく必要がある。
- その際、現行の学校教育制度における職業教育の沿革、現状及び課題を分析・評価した上で、人々の多様なキャリア形成の実態や産業界、地域の人材需要等の社会の動向を踏まえつつ、更には、諸外国の制度等を視野に置きながら、議論を進める必要がある。
- また、今後の生涯学習社会におけるキャリア教育・職業教育の在り方に関しては、教育面のみならず、人々の職業観、産業構造、労働市場や雇用慣行、職業能力開発に関する施策等とも深く関係することから、関係府省、地方公共団体、経済団体等関係機関とも連携しつつ、議論を行っていくことが期待される。

【第2回検討会議（平成19年11月21日）岩崎・中込・福田委員提出資料（抄）】

(1) 専修学校の使命や1条校との役割分担の明確化

① 分かりやすく実効性ある専修学校制度の設計

- 設置基準の課程別の分離
- 教育活動の維持・向上のシステムの充実
- 通信教育課程の創設
- 学習成果の評価の仕組みの構築、学習情報の積極的な提供

② 専修学校の位置づけと他の学校との役割分担・連携協力

- 中核的な職業教育機関や生涯学習機関としての位置づけや役割の明確化
- キャリア教育の成果を踏まえた中学校・高校での進路指導
- 専修学校の積極的な活用による地域の教育力の向上

(2) 専修学校と他の学校との格差（学校及び学生生徒）の是正

① 専修学校に対する格差

- 災害支援（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）
- 日本スポーツ振興センターの災害共済給付
- 留学生関係（受け入れの支援、留学要件、経済的負担軽減などの格差）
- 通学定期の指定学校の要件等

② 学生生徒に対する格差

- 公的資格・試験の受験資格等
- 授業料軽減の財政支援制度

【第2回検討会議（平成19年11月21日）岩崎・中込・福田委員提出資料（抄）】

「新しい専門学校制度の在り方（専門学校の将来像）」

（「専修学校の1条校化運動の具体的方針」第1次報告の参考資料）の概要版

1. 教育の目的

- 社会が求める知識、技術及び技能を総合的に教授修練し、職業及び実際生活に必要な能力、又は専門性が求められる特定の職業を担うための能力を育成する。

2. 基準・要件等の概要

- 入学資格は「高校卒業同等以上の者」とする。
- 修業年限は「2年、3年又は4年」とし、修業年限ごとに卒業に必要な単位数を定める。また、夜間の学科、別科、専攻科及び通信課程も置くことができる。
- 所轄庁は「文部科学大臣」とする。
- 設置者の要件は「国、地方公共団体及び学校法人」とする（新専門学校を設置する学校法人の認可基準を新設）。
- 校地及び校舎の面積、校地・校舎・施設設備の内容、教員資格及び教員数は、「教育の目的を達成するために最低限必要となる基準（他の高等教育機関の基準を基本）」を新たに定める。
- 自己点検・評価及び第三者評価を行う。
- 高等教育機関にふさわしい新たな学校名称を付し、修了者に新たな称号を付与する。
- 上記の制度面での論点のほか、財政支援のあり方、他府省庁所管法令との関係、その他所要の論点についても検討を行う。

「新しい高等専修学校制度の在り方（高等専修学校の将来像）」
（「専修学校の1条校化運動の具体的方針」第1次報告の参考資料）の概要版

1. 教育の目的

- 中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、専門教育を施し、職業及び実際生活に必要な能力を育成する。

2. 基準・要件等の概要

- 入学資格は「中学校卒業同等以上の者」とする。
- 修業年限は「3年」とし、卒業に必要な単位数を定める。
- 所轄庁は「都道府県知事」とする。
- 設置者の要件は「国、地方公共団体及び学校法人」とする（新高等専修学校を設置する学校法人の認可基準を新設）。
- 教育課程（学習指導要領）、教科用図書、教員資格、校地・校舎の面積及び校地・校舎・施設設備の内容は、「教育の目的を達成するために最低限必要となる基準（専修学校設置基準を基本）」を新たに定める。
- 後期中等教育機関にふさわしい新たな学校名称を付し、修了者に大学入学資格を付与する。
- 上記の制度面での論点のほか、財政支援のあり方、他府省庁所管法令との関係、その他所要の論点についても検討を行う。

報告の概要

専修学校の振興に関する検討会議 報告の概要

1. 検討会議の開催状況

平成19年9月に「専修学校の振興に関する検討会議」（座長：丹保憲仁北海道大学名誉教授）を設置。その後12回にわたって専修学校のあり方について検討。

2. 報告のポイント

(1)社会環境等の変化に対応した若者の社会的自立を促す教育の在り方

- 就業構造の変化（非正規雇用割合の増加等）や厳しい若年者の雇用状況（他の年齢層よりも高い失業率）など、若者を巡る厳しい環境。
- 社会環境の変化に対応し、若者が、生涯にわたる人生設計を立て、社会的・職業的に自立していくことは難しくなってきている。
- このため、これまでの教育の在り方・課題を踏まえ、専修学校のみではなく、大学・短期大学、高等専門学校、高等学校等の教育全体を俯瞰して、必要な見直しを図り、新しい「職業教育」のシステムを形成していくことが求められる。

(2)論点のまとめ

- 社会環境の変化に対応したキャリア教育・職業教育を推進していくために、①既存の学校制度においてキャリア形成支援のための教育の更なる充実を図るのか、それとも、②職業を明確に意識した教育に特に重点を置き、学校教育の再構築に向けた方策をとるのか、という二つの考え方があるが、後者の考え方をとる場合、以下の論点を踏まえ、更に議論を深めることが必要。

- ・ 現行の各学校種、すなわち大学、短期大学、高等専門学校、高等学校等の目的や機能との関係をどのように明確に整理していくのか

また、そのことによって、職業教育を一層推進していくという観点から、現行制度に比べて学校教育体系全体としてどのような改善が期待できるのか、再構築を図るとした場合に課題はないのか

- ・ 上記についての整理を踏まえて、新たな学校種についての①校地・校舎・施設設備、②教員資格・教員数、③教育方法、等に関する設置基準をどのように設定するのか
 - ・ 職業教育の一層の推進を図るという観点から、制度的な柔軟性を特徴とする現行の専修学校の役割、機能について、どのように評価し、これを位置付けるのか

(3)今後の検討の方向性等

- 新たな学校種に関しては、キャリア教育・職業教育の在り方の全体像を議論する中で、重要な課題の一つとして、より総合的・多面的で専門的な検討を行い得る場である中央教育審議会において、議論を深めていくことが適当。

専修学校の新たな在り方について、学校教育制度全体の中で整合的に位置付けていくためには、キャリア教育・職業教育の在り方や意義を整理し、専修学校のみならず、後期中等教育・高等教育における教育の在り方についても視野に入れつつ検討を進めていくことが必要。

- 今後の生涯学習社会におけるキャリア教育・職業教育の在り方に関しては、教育面のみならず、人々の職業観、産業構造、労働市場や雇用慣行、職業能力開発に関する施策等とも関連することから、関係府省、地方公共団体、経済団体等とも連携しつつ検討。

審議経過

「専修学校の振興に関する検討会議」審議経過

<第1回>

日時：平成19年11月7日（水）13：00～15：00

議題：自由討議

<第2回>

日時：平成19年11月21日（水）10：00～12：00

議題：委員からヒアリング ※全専各連から意見発表

- ・岩崎幸雄委員（学校法人岩崎学園理事長）
- ・中込三郎委員（全国専修学校各種学校総連合会会長）
- ・福田益和委員（学校法人福田学園理事長）

<第3回>

日時：平成19年12月21日（金）15：00～17：00

議題：委員からヒアリング ※学識者（職業教育）の立場からヒアリング

- ・寺田盛紀委員（名古屋大学大学院教育発達科学研究科長・教育学部長）
- ・吉本圭一委員（九州大学大学院人間環境学研究院准教授）

<第4回>

日時：平成20年1月23日（水）13：00～15：00

議題：委員からヒアリング ※高校、高専の立場からヒアリング

- ・戸谷賢司委員（都立向丘高等学校長）
- ・四ツ柳隆夫委員（前宮城工業高等専門学校長、東北大学名誉教授）

<第5回>

日時：平成20年2月18日（月）13：00～15：00

議題：委員からヒアリング ※大学、短大の立場からヒアリング

- ・黒田壽二委員（金沢工業大学学園長・総長）
- ・関口 修委員（学校法人群山開成学園理事長）
- ・山内昭人委員（学校法人山内学園理事長）

<第6回>

日時：平成20年3月26日（水）14：00～16：30

議題：委員からヒアリング ※企業、所轄庁、労働政策の立場からヒアリング

- ・青山伸悦委員（日本商工会議所産業政策部長）
- ・飯島 寛委員（埼玉県総務部学事課長）
- ・小杉礼子委員（独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員）

<第7回>

日時：平成20年4月24日（木）14：30～16：30

議題：これまでの主な意見概要（案）について自由討議

<第8回>

日時：平成20年5月22日（木）14：00～16：00

議題：諸外国における職業教育について

自由討議 ※全専各連から再度意見発表（中込委員）

<第9回>

日時：平成20年7月14日（月）13：00～15：00

議題：議論の整理

<第10回>

日時：平成20年8月25日（月）13：00～15：00

議題：議論の整理（9回から引き続き）

<第11回>

日時：平成20年9月26日（金）13：00～15：00

議題：報告書（案）について

<第12回>

日時：平成20年10月20日（月）13：00～15：00

議題：報告書（案）について

設置要項・委員名簿

「専修学校の振興に関する検討会議」設置要項

平成19年9月28日

生涯学習政策局長決定

平成20年3月31日一部改正

1 趣旨

専修学校は、昭和51年の制度創設以来、我が国の中核的な職業教育機関として着実に進展を遂げ、現在約70万人の生徒を擁し、特に専門課程には、約63万人が在籍し、高等教育機関の一翼を担うものとして定着している。

また、昨年改正された教育基本法において、教育の目標として、「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」との規定（同法第2条第2号）が新たに盛り込まれ、職業教育の重要性が明らかにされたことにより、専修学校の果たすべき役割は今後益々大きくなるものと考えられる。

このような中、社会の変化に即応したキャリア教育や実践的・専門的な職業教育の充実など、専修学校に対する社会的要請の増大に鑑み、専修学校の教育制度の改善や今後の振興方策などについて研究・検討を行い、もって今後の政策形成上の参考とする。

2 研究・検討内容

- (1) 専修学校の教育制度の改善・充実について
- (2) 専修学校の今後の振興方策について
- (3) その他必要な事項について

3 実施方法

2に掲げる事項について、別紙の有識者等により、研究・検討を行う。なお、必要に応じてその他の関係者の出席を求めるものとする。

4 実施期間

平成19年9月28日から平成21年3月31日までとする。

5 議事の取扱い

有識者等による率直かつ自由な意見交換を確保する必要があることから、会議は非公開とする。なお、議事については、議事概要等をホームページに掲載する。

6 事務局

この会議の庶務は、関係局課の協力を得て、生涯学習政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室において処理する。

「専修学校の振興に関する検討会議」委員名簿

※ 敬称略、五十音順

※ ○座長、○座長代理

※ 平成19年10月1日発令

- 1 青山 伸悦 (日本商工会議所産業政策部長)
- 2 飯島 寛 (埼玉県総務部学事課長)
- 3 岩崎 幸雄 (学校法人岩崎学園理事長)
- 4 黒田 壽二 (金沢工業大学学園長・総長)
- 5 小杉 礼子 (独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員)
- 6 ○今野 雅裕 (政策研究大学院大学副学長)
- 7 関口 修 (学校法人群山開成学園理事長)
- 8 ○丹保 憲仁 (北海道大学名誉教授、前放送大学長)
- 9 寺田 盛紀 (名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授)
- 10 戸谷 賢司 (都立文京高等学校長)
- 11 中 明夫 (学校法人大阪成蹊学園理事長) (※平成20年4月1日発令)
- 12 中込 三郎 (全国専修学校各種学校総連合会会长)
- 13 福田 益和 (学校法人福田学園理事長)
- 14 吉本 圭一 (九州大学大学院人間環境学研究院教授)
- 15 山内 昭人 (学校法人山内学園理事長)
(※平成19年10月1日～平成20年3月31日)
- 16 四ツ柳 隆夫 (前宮城工業高等専門学校長、東北大学名誉教授)